

青森短期大学外国人留学生入学規則

第1条 本学における外国人学生の入学に関する取扱いはこの規則に定めるところによる。

第2条 本学に入学を志願する外国人は、学校教育施行規則第150条第1号（外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの）の規定に該当する者、またはこれと同等以上の学力があると認められたもので、日本語を理解できるものであること。但し、単位の取得を希望するものについては前項の資格を有するとする。

第3条 入学の時期は原則として学期の始めとする。

第4条 外国人学生として入学を志願する者は、次の書類に所定の入学検定料を添え入試広報局長を経て学長に願い出なければならない。

1. 入学願書
2. 履歴書
3. 最終出身校の卒業証明書並びに学業成績証明書
4. 日本政府、または日本政府の承認した外国政府、もしくは日本駐在公館の発行した身分証明書、または推薦状。
5. 写真2枚
6. 他に学長が別に定める書類

第5条 入学志願者に対しては、書類審査、学力検査、面接により選考を行う。

第6条 入学を許可されたものは所定の期日までに入学金を納付し外国人登録証明書を提示しなければならない。

第7条 外国人学生に対しては、この外本学学生に対する規程を準用する。

附 則

この規則は、昭和43年4月15日より施行する。

附 則

この規則の改正は、平成22年4月1日より施行する。